

いじめ重大事態再発防止のための検証の仕組みについて

長野県いじめ問題対策連絡協議会

1 趣 旨

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する「重大事態」の調査報告書等の情報を収集し、本協議会において分析を行い、汎用性のある予防策を作成して市町村教育委員会・学校法人及び各学校へ提供する仕組みをつくることにより、いじめ防止のための対策を推進し重大事態の発生防止を図る。

2 仕組み等の流れ

(1) 県は市町村教育委員会・学校法人へ、「重大事態調査報告書」の情報提供を依頼（4月）

- ・法令上、市町村教育委員会・学校法人は、設置する学校において発生した重大事態の調査報告書を、県教育委員会へ提出する義務はないことから、情報提供として依頼をする。

(2) 市町村教育委員会・学校法人は、個人情報を除いた調査報告書の写しを県に提供（5月）

- ・調査委員会による調査結果の報告が終了しているものについて情報提供の判断を行う。
- ・報告書から学校名や個人名等の情報を除き（黒塗り等）、コピーを県教委へ提供（まとめ直し不要）

(3) 長野県いじめ問題対策連絡協議会にて報告書を分析し予防策を検討

- ・提供された情報から発生した際の状況や課題を整理・分析し予防策を作成

(4) 予防策を市町村教育委員会・学校法人・各学校へ提供し、重大事態の発生防止に活用

- ・以降、提供された報告書の情報を適宜協議し、予防策を更新して周知

